

令和4年第1回遠軽地区広域組合議会（定例会）会議録

1 期 日 令和4年3月3日（木曜日） 10時00分開会
2 場 所 遠軽町議会議場

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明
日程第 4 同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
日程第 5 議案第1号 オホーツク町村公平委員会の規約の一部を改正する規約について
日程第 6 議案第2号 遠軽地区広域組合職員の子育休業等に関する条例の一部改正について
日程第 7 議案第3号 遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について
日程第 8 議案第4号 遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 9 議案第5号 遠軽地区広域組合消防団条例の一部改正について
日程第10 議案第6号 令和3年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第7号 令和4年度遠軽地区広域組合一般会計予算

出席議員（12名）

1 番	渡 辺 清 夏 君	2 番	小 形 秀 和 君
3 番	渡 部 正 騎 君	4 番	山 本 悟 君
5 番	高 田 映 二 君	6 番	高 橋 紀 久 君
7 番	秋 元 直 樹 君	8 番	山 本 栄 子 君
9 番	黒 坂 貴 行 君	10 番	村 田 一 志 君
11 番	佐 藤 昭 男 君	12 番	杉 本 信 一 君

列席者

管 理 者 佐々木 修 一 君 代表監査委員 村 瀬 光 明 君

出席説明員

副 管 理 者	武 田 温 友 君	副 管 理 者	刈 田 智 之 君
副 管 理 者	舟 木 淳 次 君	会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君
事 務 局 長	門 脇 和 仁 君	次 長	兼 田 信 広 君
消 防 長	門 脇 和 仁 君		
消 防 署 長	佐 竹 信 敏 君	総 務 課 長	宗 村 政 彦 君
消 防 課 長	会 田 政 敏 君	予 防 課 長	林 史 久 君
衛 生 施 設 課 長	田 宮 克 彦 君	出 納 課 長	菊 地 哲 生 君
総 務 課 主 幹	兼 田 篤 君		

事務局出席者

事 務 局	中 村 正 憲 君	事 務 局	西 川 広 大 君
事 務 局	大 原 嘉 文 君		

10時00分 開会

○議長（杉本信一君）

本日をもって招集されました、令和4年第1回遠軽地区広域組合議会定例会を開会します。
ただちに、本日の会議を開きます。

会議に先立ち、事務局をして諸般の報告をします。

○事務局（中村正憲君）

御報告いたします。

本日の出席議員は、12名であります。

定足数に達しております。

本日の列席者は佐々木管理者、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、事務局よりの出席者につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日の議事日程は11までとなっております。

以上で、報告を終わります。

○議長（杉本信一君）

日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本日の会議録署名議員には会議規則第84条の規定により、7番秋元議員、8番山本議員を指名します。

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定しました。

日程第3「管理者の行政報告と提出案件要旨説明」を求めます。

佐々木管理者。

○管理者(佐々木修一君)

令和4年第1回遠軽地区広域組合議会定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、ここに遠軽地区広域組合議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄、公私とも御多忙の中、御参集いただきまして厚くお礼申し上げます。

初めに昨年12月6日に開催されました定例会以降の組合の概況について、御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う業務継続体制につきましては、職員の出勤抑制や徹底した感染予防を講じて、社会機能を維持するために必要な事業に位置付けられている消防並びに救急業務が職員数の減少により対応できなくなるようなことがないように、構成町の協力を得ながら万全の体制を整えております。

衛生関係につきましては、マテリアルリサイクル推進施設建設事業は今年度中に実施設計の完成に向けて協議を重ねているところであります。

また、ごみ処理事業等につきましては、機器類に大きな故障もなく安定稼働しており円滑な処理が行われている状況であります。

次に、令和3年中の各種処理事業の実績につきまして御報告いたします。

可燃ごみ搬入量につきましては8,655トンで、令和2年と比較しますと267トンの増となっております。

次に、し尿処理等の収集量につきましては、し尿及び浄化槽汚泥あわせて9,092キロリットルであり、令和2年と比較しまして180キロリットルの減となっております。

次に、資源リサイクル事業につきましては、資源ごみの総処理量は昨年より4トン多い683トンで、このうち空き缶の売り払い収入は902万5千円であり、令和2年と比較しまして132万2千円の増額となっております。

続いて、消防関係につきましては、一般社団法人日本損害保険協会から寄贈を受けておりました高規格救急車が、昨年12月末、湧別出張所に納車され運用を開始しているところであります。

また、今年度契約しております、消防署に配備する高規格救急車、遠軽町消防団第2分団並びに佐呂間町消防団第1分団に配備する小型動力ポンプ積載車につきましては、今月中に納車される予定であります。

次に、令和3年中の火災発生件数であります。件数は前年同数の23件であります。構成町別には、遠軽町が10件、湧別町が7件、佐呂間町が6件となっております。

その内訳といたしましては、建物火災が13件、車両火災が4件、その他の火災が6件であり

ました。

損害状況の概数は、焼損棟数17棟、焼損面積2,302平方メートル、車両の焼損台数6台であり、損害額につきましては、1億312万9千円で、前年より4,258万5千円の増加となっております。損害額が増加した要因といたしましては、牛舎が全焼する火災が多く飼育牛への被害が大きかったことによるものであります。

り災世帯につきましては前年より2世帯少ない6世帯であり、り災人員12名は前年同数でありました。火災による負傷者につきましては4名であり前年より3名多い状況でありました。

なお、2月10日未明、佐呂間町において住宅発生が発生し2名の尊い命が失われております。

このような犠牲者を出さないという強い決意の下、構成町とも連携し住宅用火災警報器の設置促進をはじめとする住宅防火対策の推進、質の高い予防広報活動の提供を通じて防災・減災に努めてまいります。

次に、救急出場状況であります。出場件数は1,637件で、前年より102件の増加、搬送人員につきましても1,533人で、83人の増加となっております。

主な事故種別では、急病1,047件、一般負傷202件、交通事故66件、転院搬送が241件となっております。

なお、旭川市を基幹基地とする道北ドクターヘリの出動要請が10件あり、4名が旭川市、2名が北見市に搬送されております。

今後も、組合管内の住民の安心で安全な暮らしを守るため、救急体制の更なる充実・強化に取り組んで参りたいと考えております。

次に、救助出動状況につきましては、出場件数は21件で救助人員は13名となっており、前年より件数が6件、救助人員が7名、それぞれ増加しております。

事故種別ごとに見ると、最も多かったのが交通事故の15件となっております。

交通網の整備に伴い主要道路が高速化されるなど、交通事故事案も複雑多様、大規模化していることから、救助体制につきましても、訓練等を重ね、より高度な知識・技術の習得に努め充実・強化を図ってまいります。

次に、令和4年度に実施します主な施策について申し上げます。

まず初めに、消防本部・消防署の庁舎建設の検討についてであります。現在、遠軽町では建設の是非を含めた庁舎建設を検討しており、消防本部・消防署につきましては、遠軽町の庁舎に併設していることから、新庁舎建設基本構想の策定を進めているところであります。

庁舎建設の検討にあたりましては、遠軽町との緊密な連携や経費の削減を図るため、これまでと同様に遠軽町と一体的な庁舎建設を検討しているところであります。

次に主要事業につきましては、分野別に御報告申し上げます。

衛生関係につきましては、遠軽地区ごみ処理広域化基本計画に基づき整備を進めております塵芥処理施設等整備事業として、マテリアルリサイクル推進施設建設事業は、3カ年事業の2年目を迎え本体工事に着手してまいります。

また、一般廃棄物最終処分場整備事業は、実施設計業務を予定しております。

消防関係につきましては、災害発生時の矛となる消防自動車の整備事業として、湧別出張所に大型水槽車、遠軽町消防団第2分団に小型動力ポンプ積載車、湧別町消防団芭露分団に消防ポン

プ自動車を、それぞれ最新鋭の車両に更新し災害対応能力の向上を図ってまいります。

以上、令和4年度の組合行政執行に対する主な施策について申し上げます。

次に、今議会に提案致しました議案の大要について、御説明申し上げます。

同意第1号「オホーツク町村公平委員会委員の選任について」は、現委員であります奥谷公敏氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、後任の委員の選任について議会の同意を求めるものです。

議案第1号「オホーツク町村公平委員会の規約の一部を改正する規約について」は、オホーツク町村公平委員会の経費のうち、特定の事務に要する臨時的経費については、当該市町村等の負担とする規定を整備するため規約の一部を改正するものであります。

議案第2号「遠軽地区広域組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、国家公務員における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に伴い、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するほか、所要の規定を整理するため条例の一部を改正するものであります。

議案第3号「遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について」は、令和3年人事院勧告に基づく国家公務員法の一部を改正する法律案の閣議決定に鑑み、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するため条例の一部を改正するものであります。

議案第4号「遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、一般職員の期末手当の支給割合改定に鑑み、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するため条例の一部を改正するものであります。

議案第5号「遠軽地区広域組合消防団条例の一部改正について」は、地域の実情に即するよう、消防団員定数の見直しなどを図るため条例の一部を改正するものであります。

議案第6号「令和3年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）」については、令和3年度事業の執行精査等により、歳入歳出予算の総額から9,005万4千円を減額計上し、歳入歳出予算の総額を18億4,844万6千円とするものであります。

歳出につきましては、総務費、衛生費、消防費について事業の執行精査等により、それぞれ減額計上するものです。

歳入につきましては、構成町からの負担金を事業の執行精査に合わせて減額するほか、し尿処理収集量の減少に伴いし尿等処理手数料を決算見込みにより減額し、消防費国庫補助金を事業確定に伴い追加するほか、前年度繰越金を追加計上するものです。

次に、継続費補正につきましては、マテリアルリサイクル推進施設整備事業の事業費確定により、総額及び年割額を変更するものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、消防本部・消防署新庁舎建設基本計画策定業務費用といたしまして、令和3年度から令和4年度までの期間につきまして、165万円を限度額として、遠軽町新庁舎建設基本計画策定業務負担金の債務負担行為を設定するものであります。

遠軽町と一体的な庁舎建設を検討するため、遠軽町の新庁舎建設基本計画策定業務は消防本部・消防署も含めたものとなることから、当組合が負担する経費であります。

次に、議案第7号「令和4年度遠軽地区広域組合一般会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を前年度比2億673万1千円増の21億4,403万1千円とするものであります。

歳入については、分担金及び負担金19億2,855万2千円、使用料及び手数料1億512万円、国庫支出金は循環型社会形成推進交付金9,833万3千円、寄附金1千円、繰越金400万円、諸収入802万5千円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費につきましては、組合議会の運営に関する経費として75万1千円を計上しております。総務費につきましては、組合運営に関する経費及び監査運営に関する経費として1,075万7千円を計上しております。

衛生費につきましては、清掃総務費に焼却施設職員の人件費などとして2,223万5千円、し尿処理費に施設の維持管理に係る経費として1億7,518万1千円、し尿処理施設費に修繕費などとして737万4千円を計上しております。

また、塵芥処理費にごみ焼却施設長期包括的運営委託事業委託料などとして3億4,276万7千円、塵芥処理施設費にマテリアルリサイクル推進施設建設工事施工監理業務委託料、一般廃棄物最終処分場実施設計等業務委託料、マテリアルリサイクル推進施設建設工事費などとして前年度比2億3,608万7千円増の3億4,072万3千円を計上しております。

リサイクルセンター運営費には、管理運営委託料などとして、2,702万6千円を計上しており、衛生費の総額は前年度比2億3,434万4千円増の9億1,530万6千円となっております。

消防費につきましては、常備消防費に職員の人件費、警防業務、予防業務及び救急・救助業務経費などとして前年度比281万円減の9億8,328万5千円を計上しております。

非常備消防費には、消防団員の年額報酬及び災害等費用弁償などとして前年度比130万5千円減の1億882万円を計上しております。

消防施設費には、防火水槽解体工事費、消防車両3台の更新費用、遠軽町新庁舎建設基本計画策定業務負担金などとして前年度比1,347万円減の1億2,202万9千円を計上しており、消防費の総額は前年度比1,758万5千円減の12億1,413万4千円となっております。

公債費につきましては、一時借入金利子として8万3千円を計上し、予備費につきましては、300万円を計上しております。

令和4年度予算につきましては、事業の見直しも含めまして内容を精査するとともに、一層の効率化を図り予算を編成したところであります。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要であります。

御審議を願う議案につきましては、その都度担当課長等から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願い申し上げます。第1回遠軽地区広域組合議会定例会にあたりましての御挨拶といたします。

○議長（杉本信一君）

日程第4、同意第1号「オホーツク町村公平委員会委員の選任について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木管理者。

○管理者（佐々木修一君）

同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任について御説明いたします。

オホーツク町村公平委員会委員、奥谷公敏氏が令和4年3月31日をもって任期満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項及びオホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

今回、選任したいと考えております、五島巧氏につきましては、紋別郡興部町字興部218番地の3にお住まいで、昭和29年1月23日生まれの68歳であります。

五島氏につきましては、興部町副町長の経歴をお持ちで、長い間、地方自治に精通されている方で人格、識見共に優れており、公平委員として適任と認められますので、ここに選任をいたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号「オホーツク町村公平委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第1号「オホーツク町村公平委員会の規約の一部を改正する規約について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

議案第1号オホーツク町村公平委員会の規約の一部を改正する規約について御説明いたします。

提案理由といたしまして、オホーツク町村公平委員会規約第6条第1項ただし書に定める経費の負担について、特定の事務に要する臨時的経費については、当該市町村等の負担とする規定を整備するため、規約の改正を行うものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、オホーツク町村公平委員会規約の一部を改正する規約です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

次のページ、参考資料、オホーツク町村公平委員会規約、新旧対照表をお開き願います。

第6条経費について、第6条第1項ただし書を次のように改めるものです。

ただし、その費用のうち経常経費は、関係町村等がその職員数に比例して分担し、特定の事務に要する臨時的経費については、当該町村等の負担とする。

以上で、参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則といたしましては、この規約は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより議案第1号「オホーツク町村公平委員会の規約の一部を改正する規約について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号「遠軽地区広域組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

議案第2号遠軽地区広域組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしまして、国家公務員における「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に伴い、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

次のページ、参考資料の1ページ「遠軽地区広域組合職員の育児休業等に関する条例（抜粋）新旧対照表」をお開き願います。

第2条の育児休業をすることができない職員について、第2条第3号ア中（ア）を削り、（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とするものであります。

第21条の部分休業をすることができない職員について、第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削るものであります。

参考資料の2ページをお開き願います。

第25条の委任について第27条とし、第24条の次に次の2条を加えるものであります。

第25条妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等といたしまして、管理者は、職員が管理者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準

ずる、事案を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

第2項として、管理者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

第26条勤務環境の整備に関する措置として、管理者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号として、職員に対する育児休業に係る研修の実施。第2号として、育児休業に関する相談体制の整備。第3号としてその他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置であります。

以上で、参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則といたしましては、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより議案第2号「遠軽地区広域組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号「遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

議案第3号遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしまして、令和3年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の閣議決定に鑑み、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合職員給与条例の一部を改正する条例です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

次のページ、参考資料、「遠軽地区広域組合職員給与条例（抜粋）新旧対照表」をお開き願います。

第24条、第24条の2期末手当について、第24条の2第2項中「100分の127.5」

を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるものです。

以上で、参考資料の説明を終わりました、別紙にお戻り願います。

附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の遠軽地区広域組合職員給与条例第24条の2第2項（同条第3項により読み替えて適用する場合を含む。）及び遠軽地区広域組合職員給与条例（以下この項において「給与条例」という。）第11条第1項から第3項まで若しくは第7項又は第24条第4項から第6項まで（遠軽地区広域組合職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

第1号、再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員
127.5分の15、第2号、再任用職員72.5分の10。

第3項は規則への委任として、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものとするものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号「遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号「遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

議案第4号遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしまして、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に鑑み、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改正するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

次のページ、参考資料「遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(抜粋)新旧対照表」をお開き願います。

第12条第1項、及び第21条第1項中「100分の50」を「100分の47.5」に改めるものです。

以上で、参考資料の説明を終わりました別紙にお戻り願います。

附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号「遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第5号「遠軽地区広域組合消防団条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

会田消防課長。

○消防課長（会田政敏君）

議案第5号遠軽地区広域組合消防団条例の一部改正について御説明いたします。

遠軽地区広域組合消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める提案理由といたしまして、地域の実情に即するよう消防団員定数の見直しを図るとともに、消防団員の活動環境を整備することを目的として、団員の身分を有したまま一定期間活動を休止できる休団制度を設けるため、本条例を定めるものであります。

次のページは別紙としまして、遠軽地区広域組合消防団条例の一部を改正する条例であります。新旧対照表にて御説明させていただきます。

次のページをお開きください。

参考資料「遠軽地区広域組合消防団条例（抜粋）新旧対照表」の第3条の表中、遠軽地区広域組合遠軽町消防団の定数を「346人」から「316人」に、遠軽地区広域組合佐呂間町消防団の定数を「130人」から「160人」に改め、第4条の次に次の1条を加え、（休団）、第4条の2第1項、長期間消防団活動を行うことができない団員は、3年を超えない範囲内で消防団活動の休止（以下、「休団」という。）をすることができる。

第2項、団員が休団をしようとするときは、あらかじめ任命権者に申請し、承認を受けなければならない。

第3項、休団中の団員が復帰しようとするときは、前項の規定を準用する。

第4項、休団中の団員が復帰したときの階級は、休団した日にその者が有していた階級とする。

第5項、休団中の団員については、第9条第2項及び第11条第1項から第3項までの規定は適用しない。

第6項、休団中の団員については、第5条に定める報酬を支給しない。ただし、年度の途中において復帰又は休団したときは、第6条の規定を準用する。この場合「任命」とあるのは「復帰」と、「退職」とあるのは「休団」と読み替えるものとする。

次のページをお開きください。

第11条第4項中「遠軽地区広域組合消防団」を削る。

別紙に戻り、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

4番、山本議員。

○議員（山本 悟君）

第3条の定数の削減について、お聞きしたいです。

第3条で遠軽地区広域組合遠軽町消防団が346名から316名、すなわち30名減というふうになっておりまして、提案理由として地域の実情に即するよう消防団員定数を見直すというふうに書かれております。近年、地震、それから水害による災害が全国区で発生しているなかで、やっぱり消防団の力というのがすごく必要のものだと感じているのですが、この遠軽町の消防団が30名減する理由、もうちょっと詳しくお聞きしたいです。

○議長（杉本信一君）

会田消防課長。

○消防課長（会田政敏君）

お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおりでございます、団員の使命としてはおっしゃるとおりでございます。

実情としましては、現在の定数に対して、実員が、遠軽町消防団の実員は、1月1日現在では244名でございます、それは定数に対する充足率としましては、70パーセント程度でございます。今の遠軽町消防団の実情としては、そのようなことでございますが、30名を佐呂間町

消防団に移行するという部分では、佐呂間町消防団は定数に対して、99パーセントの充足率でございまして、さらには、佐呂間町消防団に入団をまだ待機している者もいるということもありまして、30名を遠軽町消防団から佐呂間町消防団へ移行するというような条例改正を提案した次第でございます。

以上です。

○議長（杉本信一君）

山本議員。

○議員（山本 悟君）

はい、説明わかりました。

今、全国各地で消防団の定数が少なくて加入促進というふうに、話は聞いております。

さっき、今、説明がありましたが、70パーセント。というならば、たしかにちょっと少ないんで、それを100パーセントにするにはちょっときびしいのかなと思いました。

でも、若者を含めて加入促進の、なんというんですか、計画だとか、それから、行動とはどのようにやっているのかお聞きしたいです。

○議長（杉本信一君）

会田消防課長。

○消防課長（会田政敏君）

いろいろと広報活動をしておりますが、各分団で事業所回ってですね、団員、新団員を募集するような活動をしております。

以上です。

○議員（山本 悟君）

わかりました。

以上です。

○議長（杉本信一君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号「遠軽地区広域組合消防団条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第6号「令和3年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

議案第6号令和3年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）について御説明いたしま

す。

令和3年度遠軽地区広域組合の一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,005万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,844万6千円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

継続費の補正につきましては、第2表継続費補正により御説明いたします。

債務負担行為につきましては、第3表債務負担行為により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金1項負担金から1億4,137万円を減額し、16億4,900万4千円とするものです。

次に、2款使用料及び手数料2項手数料から500万円を減額し、1億324万円とするものです。

次に、3款国庫支出金1項国庫補助金に5万4千円を追加し、2,709万6千円とするものです。

次に5款繰越金1項繰越金に5,626万2千円を追加し、6,146万2千円とするものです。

これによりまして、歳入合計19億3,850万円から9,005万4千円を減額し、総額を18億4,844万6千円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費から18万円を減額し、308万円とするものです。

2款2項監査委員費から24万円を減額し、39万2千円とするものです。

これによりまして、2款総務費の総額を389万2千円から42万円を減額し、347万2千円とするものであります。

次に、3款衛生費1項清掃費から3,314万1千円を減額し、6億4,782万1千円とするものです。

次に、4款消防費1項常備消防費から449万5千円を減額し、9億8,280万円とするものです。

次に、4款2項非常備消費から3,480万9千円を減額し、7,531万6千円とするものです。

次に、4款3項消防施設費から1,718万9千円を減額し、1億1,831万円とするものです。

これによりまして、4款消防費の総額を12億3,291万9千円から5,649万3千円を減額し、11億7,642万6千円とするものであります。

これによりまして、歳出合計19億3,850万円から9,005万4千円を減額し、総額を18億4,844万6千円とするものであります。

次に、継続費補正について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

継続費の変更につきましては、令和3年度から令和5年度の3カ年の継続費で執行するマテリアルリサイクル推進施設整備事業について、工事請負等の契約額が確定したことに伴い継続費の総額と年割額を変更するものです。

3款1項清掃費、マテリアルリサイクル推進施設整備事業の補正前の額、令和3年度の年割額5,066万1千円を補正後2,364万円に、令和4年度の年割額15億9,603万9千円を補正後2億3,596万5千円に、令和5年度の年割額9億5,387万6千円を補正後22億6,269万8千円、総額26億57万6千円を補正後25億2,230万3千円に変更するものです。

継続費にかかる調書につきましては、16ページに記載しておりますので御参照願います。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

3ページを御覧願います。

債務負担行為につきましては、消防本部・消防署新庁舎建設の是非を判断するための「基本計画」を策定する業務にかかる費用といたしまして、現在も併設している遠軽町庁舎との一体的な庁舎建設を検討するため、遠軽町新庁舎建設基本計画策定業務への負担金といたしまして、令和3年度から令和4年度までの期間につきましては、165万円を限度額として債務負担行為を定めるものであります。

債務負担行為にかかる調書につきましては、17ページに記載しておりますので、御参照願います。

次に、5ページの歳入歳出補正予算、事項別明細書の1総括を省略いたしまして、3歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費18万円の減額につきましては、8節旅費を執行精査により、減額するものです。

2款2項1目監査委員費24万円の減額につきましては、8節旅費を執行精査により研修旅費6万円、費用弁償18万円を減額するものです。

10ページをお開き願います。

3款1項2目し尿処理費560万円の減額につきましては、12節委託料についてし尿等収集量の減少に伴い収集業務委託料500万円、汚泥処理業務委託料60万円を減額するものです。

次に、3款1項4目塵芥処理費の減額につきましては、12節委託料について契約に伴う執行精査により、遠軽町旭野一般廃棄物最終処分場可燃性残渣焼却業務委託料33万円を減額するものです。

次に、3款1項5目塵芥処理施設費2,721万1千円の減額につきましては、12節委託料についてマテリアルリサイクル推進施設建設工事施工監理業務委託料52万2千円、14節工事請負費について2,671万9千円を契約に伴う執行精査により減額するものです。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、遠軽町併任職員の負担金3万円を増額するものです。

12ページをお開き願います。

4款1項1目消防費449万5千円の減額につきましては、2節給料について職員の育児休業

に伴い89万5千円を減額、8節旅費について執行精査により普通旅費120万円、研修旅費100万円、総額220万円を減額、17節備品購入費について、契約に伴う執行精査により110万円を減額、18節負担金、補助及び交付金について、30万円を執行精査により減額するものです。

4款2項1目消防団費3,480万9千円の減額につきましては、1節報酬200万円、7節報償費67万円を消防団員の実員により精査し減額、8節旅費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により消防演習や訓練などの各種出動が減少したほか、諸会議や研修会の中止に伴い災害等費用弁償、普通旅費、研修旅費を合わせまして3,070万円を執行精査により減額するものです。

15ページをお開き願います。

10節需用費の減額につきましては、食糧費50万円を執行精査により減額するものです。

13節使用料及び賃借料の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、消防演習や北海道消防大会の中止に伴い自動車借上料64万円を執行精査により減額するものです。

14ページにお戻りください。

4款3項1目消防施設費1,718万9千円の減額につきましては、14節工事請負費76万円、備品購入費1,642万9千円を契約に伴う執行精査により減額するものです。

次に、2歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

1款1項1目広域組合負担金1億4,137万円の減額は、遠軽町7,794万9千円、湧別町3,874万5千円、佐呂間町2,467万6千円をそれぞれ減額する議会・事務局負担金、衛生負担金、消防負担金の減額であります。

2款2項1目し尿処理手数料500万円の減額は、し尿等収集量減少に伴うものであります。

3款1項2目消防費国庫補助金5万4千円の追加は、消防団設備整備費補助金の補助額確定によるものです。

5款1項1目繰越金5,626万2千円の追加は、議会事務局分136万8千円、し尿分334万8千円、塵芥分347万4千円、リサイクル分188万1千円、消防分4,619万1千円の追加であります。

以上で、説明を終わります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

質疑は第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出より各款ごとに行います。

1款総務費8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、3款衛生費10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、4款消防費12ページから15ページ。

4番、山本議員。

○議員（山本 悟君）

15ページ、4款3項1節17節の備品購入費、先ほど、1,642万9千円は契約に伴う執行精査ってことでお話があったんですけども、この契約の内容というものはどういうことで1,600万の減額となったのか教えてください。

○議長（杉本信一君）

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

当初ですね、高規格救急車1台を、先ほど御説明のありました上湧別出張所に入りました分につきましては、単独費用で予算計上しておりましたが、日本損害保険協会からの寄贈を受けたことによりまして、これだけの金額が不要になったものと思います。

以上で終わります。

○議長（杉本信一君）

山本議員。

○議員（山本 悟君）

はい、わかりました。

○議長（杉本信一君）

次に、2歳入に入ります。

1款分担金及び負担金6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、2款使用料及び手数料6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、3款国庫支出金6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、5款繰越金6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、第2表継続費補正2ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

第3表債務負担行為3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上をもって、質疑を終わります。

これより議案第6号「令和3年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

10時59分 休憩

11時07分 再開

○議長（杉本信一君）

再開します。

日程第11、議案第7号「令和4年度遠軽地区広域組合一般会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

赤番2、令和4年度遠軽地区広域組合一般会計予算書を御用意願います。

議案第7号令和4年度 遠軽地区広域組合の一般会計の予算について御説明いたします。

令和4年度遠軽地区広域組合一般会計の予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,403万1千円と定めるものであります。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1億円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算、歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、19億2,855万2千円とするもので1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料2万円、2項手数料1億510万円、総額を1億512万円とするものです。

3款国庫支出金につきましては 9,833万3千円とするもので1項同額です。

4款寄附金につきましては 1千円とするもので1項同額です。

5款繰越金につきましては 4百万円とするもので1項同額です。

6款諸収入につきましては 1項預金利子2万円、2項雑入800万5千円、総額を802万5千円とするものです。

これによりまして、歳入合計を21億4,403万1千円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款議会費につきましては、75万1千円とするもので1項同額です。2款総務費につきましては、1項総務管理費1,011万8千円、2項監査委員費63万9千円、総額を1,075万7千円とするものです。

3款衛生費につきましては、9億1,530万6千円とするもので1項同額です。

4款消防費につきましては、1項常備消防費9億8,328万5千円、2項非常備消防費1億882万円、3項消防施設費1億2,202万9千円、総額を12億1,413万4千円とするものです。

のです。

5 款公債費につきましては、8 万 3 千円とするもので 1 項同額です。

6 款予備費につきましては、3 0 0 万円とするもので 1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を 2 1 億 4 , 4 0 3 万 1 千円とし歳入歳出同額とするものであります。

3 ページをお開き願います。

次に、歳入歳出予算事項別明細書、1 総括を省略いたしまして 3 歳出から御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目議会費は、7 5 万 1 千円で前年度比 4 千円の増額であります。

内訳といたしまして、議員報酬を始め組合議会の運営経費を計上しております。

1 0 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、1 , 0 1 1 万 8 千円で前年度比 6 8 5 万 8 千円の増額であります。

内訳といたしましては、管理者交際費をはじめ総務行政一般経費、電算システムの保守委託料などを計上しております。

次に、2 款 2 項 1 目監査委員費は、6 3 万 9 千円で前年度比 7 千円の増額であります。

内訳といたしましては、監査委員の報酬や旅費、監査事務に関する経費を計上しております。

1 4 ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目清掃総務費は、2 , 2 2 3 万 5 千円で前年度比 3 6 2 万 7 千円の減額であります。

主なものといたしまして、事務局衛生施設課職員の人件費などを計上しております。

内訳といたしましては、2 節給料 1 , 0 3 5 万 9 千円、3 節職員手当等 5 1 2 万 7 千円、4 節共済費 3 3 1 万 7 千円につきましては、職員 3 名の人件費や扶助費であります。

8 節旅費は、7 5 万円で普通旅費に、衛生事業に関する事務や建設工事等に伴う検査にかかる旅費を研修旅費に、職員の研修や資格取得にかかる旅費を計上しております。

1 0 節需用費は、6 4 万 1 千円で、消耗品などを計上しております。

消耗品の詳細につきましては、赤番 3、2 ページ消耗品費内訳に記載しておりますので御参照願います。

1 7 ページをお開き願います。

1 1 節役務費は、1 2 0 万 3 千円で通信運搬費や各種保険料を計上しております。

1 2 節委託料には、職員健康診断委託料 5 万 2 千円。

1 3 節使用料及び賃借料は、4 4 万 3 千円で O A 機器や自動車の借上料などを計上しております。

1 7 節備品購入費、1 4 万 3 千円。

1 8 節負担金、補助及び交付金 1 2 万 6 千円。

2 6 節公課費、7 万 4 千円を事業等執行に合わせまして計上しております。

1 6 ページにお戻りください。

3 款 1 項 2 目し尿処理費は、1 億 7 , 5 1 8 万 1 千円で前年度比 3 9 0 万 2 千円の減額であります。

主なものといたしまして、し尿処理施設の電気料や業務委託料などを計上しております。

内訳といたしましては、10節需用費は1,388万1千円で施設の電気料などを計上しております。

19ページをお開き願います。

11節役務費は、41万5千円で通信運搬費や各種保険料を計上しております。

12節委託料には、収集業務委託料9,880万円や施設運転維持管理業務委託料5,412万円などの委託料として、総額1億6,056万3千円を計上しております。

13節使用料及び賃借料に25万8千円の重機などの借上料を計上するほか、26節公課費に自動車重量税6万4千円を計上しております。

18ページに、お戻りください。

3款1項3目し尿処理施設費は、737万4千円で前年度比250万3千円の増額であります。

10節需用費は、682万5千円で消化、余剰汚泥脱水機の分解整備など機器の修繕費用を計上しております。

12節委託料は、54万9千円で汚水処理施設整備事業支援業務委託料を計上しております。

施設修繕の詳細につきましては、赤番3、4ページ施設修繕料、工事請負費内訳に記載しておりますので御参照願います。

次に、3款1項4目塵芥処理費は、3億4,276万7千円で前年度比280万1千円の増額であります。

12節委託料に、ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業委託料3億1,737万3千円、長期包括的運営委託事業モニタリング業務委託料263万5千円、遠軽町旭野一般廃棄物最終処分場可燃性残渣焼却業務委託料、2,275万9千円を計上しております。

20ページをお開き願います。

3款1項5目塵芥処理施設費は、3億4,072万3千円で前年度比2億3,608万7千円の増額であります。

なお、財源といたしまして、国庫支出金9,833万3千円を予定しております。

主なものといたしまして、マテリアルリサイクル推進施設建設工事にかかる費用、一般廃棄物最終処分場建設工事にかかる費用、遠軽町併任職員人件費にかかる負担金を計上しております。

内訳といたしましては、11節役務費は、125万円で一般廃棄物最終処分場建設工事関係手数料として、建築確認申請などの手数料を計上しております。12節委託料は、1億2,126万円でマテリアルリサイクル推進施設建設工事施工監理業務委託料と、一般廃棄物最終処分場実施設計等業務委託料を計上しております。14節工事請負費は、2億1,367万2千円でマテリアルリサイクル推進施設建設工事費を計上しております。18節負担金、補助及び交付金は、454万1千円で遠軽町併任職員の人件費分にかかる負担金を計上しております。

次に、3款1項6目リサイクルセンター運営費は、2,702万6千円で前年度比48万2千円の増額であります。

主なものといたしまして、各種保険料や管理運営委託料を計上しております。

内訳といたしましては、11節役務費は、11万4千円で各種保険料を計上しております。

12節委託料は、2,691万2千円でリサイクルセンターの管理運営委託料を計上しております。

22ページをお開き願います。

4款1項1目消防費は、9億8,328万5千円で前年度比281万円の減額であります。

主なものといたしまして、新規採用職員1名を含む職員126名の人件費や扶助費として、2節給料に4億2,247万2千円、3節職員手当等に2億6,668万2千円、4節共済費に1億3,788万5千円を計上しております。

7節報償費に51万5千円、8節旅費は各種会議等にかかる旅費として普通旅費に311万9千円、北海道消防学校研修や病院研修にかかる旅費として研修旅費に280万3千円、合わせまして592万2千円を計上しております。

25ページをお開き願います。

9節交際費には、消防長交際費5万円を計上。

10節需用費は、6,535万8千円を計上しております。

主な内訳といたしまして、消耗品費に職員の貸与被服費、事務用や一般消耗品、救急業務などで使用する業務用消耗品などの各種消耗品費を1,548万円計上、燃料費に2,235万円、光熱水費に1,470万8千円、車両や機械器具などの修繕費として1,222万3千円を計上しております。

消耗品の詳細につきましては、赤番3、2ページ消耗品費内訳に記載しておりますので御参照願います。

27ページをお開き願います。

11節役務費は、2,630万9千円を計上しております。

主な内訳といたしまして、通信運搬費に電話料などとして1,198万2千円、各種手数料に1,067万円、各種保険料に365万7千円を計上しております。

12節委託料は、職員の健康診断委託料や各種業務の委託料のほか、消防救急デジタル無線及び高機能指令装置の保守点検委託料として2,208万円を計上。

13節使用料及び賃借料は、事務機器やOA機器、施設賃借料、自動車借上料として565万6千円を計上しております。

29ページをお開き願います。

15節原材料費に5万円、17節備品購入費に消防用ホース、空気呼吸器用空気ボンベ、災害対応用テントなどの購入費として総額1,128万4千円を計上しております。

備品につきましては、赤番3、3ページ備品購入費内訳に記載しておりますので御参照願います。

18節負担金、補助及び交付金には主なものといたしまして、消防本部、消防署及び上湧別出張所の庁舎維持管理負担金、北海道消防学校などにかかる研修負担金として1,638万6千円を計上しております。

21節補償、補填及び賠償金には1千円を計上しております。

31ページをお開き願います。

26節公課費に、自動車重量税263万5千円を計上しております。

30ページにお戻りください。

4款2項1目消防団費は、1億882万円で前年度比130万5千円の減額であります。

主なものといたしまして、1節報酬に消防団員の年額報酬2,402万8千円、7節報償費に消防団運営報償金630万円を計上しております。

8節旅費に、各種災害出動や訓練出動などに対する災害等費用弁償のほか、各種会議等にかかる普通旅費や研修旅費を含め、総額5,091万7千円を計上しております。

9節交際費には、消防団長交際費55万円を計上しております。

10節需用費に、消防団員の貸与被服費、一般消耗品、災害活動など警防業務で使用する消耗品費や防災広報活動で使用する広報用品費、非常時の食糧費として総額506万1千円を計上しております。

消耗品の詳細につきましては、赤番3、2ページ消耗品費内訳に記載しておりますので御参照願います。

11節役務費には、一般手数料として10万円を計上しております。

13節使用料及び賃借料には、自動車借上料として97万5千円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金には、北海道市町村総合事務組合への負担金をはじめとする、負担金を2,088万9千円計上しております。

32ページをお開き願います。

4款3項1目消防施設費は、1億2,202万9千円で前年度比1,347万円の減額であります。

10節需用費に、消火栓や防火水槽の消防水利修繕費用や白滝出張所のボイラー、湧別出張所の電動シャッター設備等改修費用として総額636万9千円を計上しております。

施設修繕の詳細につきましては、赤番3、4ページ施設修繕料・工事請負費内訳に記載しておりますので御参照願います。

14節工事請負費には、遠軽宮前防火水槽の撤去工事費用800万円を計上しております。

15節原材料費には5万円を計上。

17節備品購入費は、遠軽町消防団第2分団小型ポンプ積載車、湧別町芭露分団消防ポンプ自動車、湧別出張所大型水槽車を合わせまして、3台の消防車両更新費用として1億596万円を計上しております。

19節負担金、補助及び交付金には、消防本部・消防署新庁舎建設の是非を判断するための基本計画を策定する業務にかかる費用といたしまして、現在も併設している遠軽町庁舎との一体的な庁舎建設を検討するため、遠軽町新庁舎建設基本計画策定業務への負担金といたしまして、165万円を計上しております。

34ページをお開き願います。

5款1項2目利子には、22節償還金、利子及び割引料に一時借入金利子として8万3千円を計上しております。

36ページをお開き願います。

6款予備費といたしまして、前年度比100万円を増額した300万円を計上しております。次に、歳入歳出予算事項別明細書2歳入を御説明いたします。

4ページをお開き願います。

1款1項1目広域組合負担金は19億2,855万2千円で前年度比1億3,817万8千円

の増額となっております。

内訳につきましては、1 議会事務局負担金が 1, 150 万 8 千円、2 し尿負担金が 8, 375 万 5 千円、3 塵芥負担金が 6 億 1 47 万 5 千円、4 リサイクル負担金が 1, 902 万 6 千円、5 消防負担金が 12 億 1, 278 万 8 千円を計上しております。

遠軽町の負担金が 10 億 7, 813 万 4 千円、湧別町の負担金が 5 億 9 12 万円、佐呂間町の負担金が 3 億 4, 129 万 8 千円となります。

2 款 1 項 1 目使用料は、2 万円で前年度同額となっております。

内訳といたしましては、生田原消防会館使用料として 1 万円、行政財産使用料として 1 万円を計上しております。

2 款 2 項 1 目し尿等処理手数料として 9, 880 万円、2 目一般廃棄物処理手数料として 600 万円、3 目消防手数料には、危険物施設等事務処理手数料などとして 30 万円を見込んでおります。

6 ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目衛生費国庫補助金には、最終処分場整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に伴う循環型社会形成推進交付金として 9, 833 万 3 千円を計上しております。

4 款 寄附金 1 項 1 目一般寄附金は、1 千円で前年度同額。

5 款 繰越金 1 項 1 目繰越金は、400 万円で前年度同額。

6 款 諸収入 1 項 1 目預金利子は、2 万円で前年度同額を計上しております。

6 款 2 項 1 目リサイクル容器売払収入には、アルミ缶、スチール缶の売払いとして 700 万円を見込んでおります。

2 目雑入には、生命保険事務手数料や救急救命士追加講習経費助成金として 100 万 5 千円を計上しております。

以上が、令和 4 年度遠軽地区広域組合一般会計予算でございます。

39 ページからの予算資料を御説明いたします。

39 ページから 45 ページまでの給与費明細書等の説明は省略させていただきます。

46 ページを御覧願います。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書につきましては、マテリアルリサイクル推進施設整備事業においては、年割額令和 3 年度 2, 364 万円、令和 4 年度 2 億 3, 596 万 5 千円、令和 5 年度 2 億 6, 269 万 8 千円、合計 2 億 2, 230 万 3 千円を予定しております。

国道支出金として、令和 3 年度 1, 284 万 2 千円、令和 4 年度 6, 534 万 4 千円、令和 5 年度 7 億 2, 506 万 9 千円、合計 8 億 3 億 2 万 5 千円となっております。

47 ページを御覧願います。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書につきましては、ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業は限度額を 4 億 9 億 2 67 万 9 千円と定め、前年度末までの支出額 1 億 3 億 2 1 万 5 千円、当該年度以降の支出予定額を 3 億 9, 946 万 4 千円とするものです。

遠軽町新庁舎建設基本計画策定業務負担金は、限度額を165万円と定め前年度末までの支出額はありません。

当該年度以降の支出予定額を165万円とするものです。

次に、赤番3、令和4年度遠軽地区広域組合一般会計予算資料を御説明いたします。

赤番3の資料を御覧願います。

第1表は、構成町負担金の詳細について記載しております。

第2表から第4表につきましては、先ほどの予算説明と重複しますが消耗品費、備品購入費、施設修繕料・工事請負費の内訳を記載しております。

第5表から第8表につきましては、火災概況、救急概況、し尿等収集概況、リサイクル処理概況でありまして過去5年間分を記載しております。

第9表につきましては、可燃ごみ搬入概況を過去4年間分掲載しております。

第10表につきましては、塵芥処理施設整備等関連工事等内訳を記載しております。

以上で、令和4年度遠軽地区広域組合一般会計予算の説明を終わります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

質疑は第1表歳入歳出予算を省略して、歳入歳出予算事項別明細書の3歳出より各款ごとに行います。

1款議会費8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、2款総務費10ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、3款衛生費14ページから21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、4款消防費22ページから33ページ。

小形議員。

○議員（小形秀和君）

4款消防費の3項消防施設費、1目の消防施設費の工事、14節工事負担費、工事請負費、800万ということなんですけど、撤去するという内容で、赤表で説明書では拝見したんですけども、防火水槽撤去工事ということで、防火水槽ということですから水を貯めておくところだろうと思うんですけども、その時々で設置したり撤去したりすると思うんですけども、この水槽が年数で耐用年数が来たとかで撤去なのか、あるいは水があったほうがいいという感覚が、消防だとかどこにでも水槽が本当はあったほうがいい気はするんです。

どのような理由で、この撤去にはどのような理由が発生するのかお聞きしたいです。

○議長（杉本信一君）

佐竹消防署長。

○消防署長（佐竹信敏君）

撤去については、地権者の方から、家を建てたいということで撤去願いますということで、私

有地に入っている防火水槽なので、築50年以上経っているんですが、それで撤去するということになりました。

○議長（杉本信一君）

小形議員。

○議員（小形秀和君）

わかりました。

○議長（杉本信一君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

秋元議員。

○議員（秋元直樹君）

予算書の33ページ、4款消防費、3項消防施設費、1目消防施設費、17節備品購入費について質問いたします。

これから先のですね、消防車両の導入に関わる話でもあるので、質問として相応しくないのであれば、議長のほうで止めていただければと思います。

新年度、令和4年度において、予算資料の備品購入費内訳にもあるとおり、ポンプ積載車、ポンプ自動車、大型水槽車の導入を予定してところではございますが、今後において、救助工作車の導入について、ご検討する考えについてはございませんか。

令和3年度、私が暮らす、遠軽町生田原地域においてですね、2件の死亡事故が起きました。

消防職員の方々、懸命な救助活動をしていただきまして、地域の方からも素晴らしい救助活動であったと地域の議員として、お話をいただいております、感謝申し上げるところでございます。

その部分については、十二分に理解しているところではございます。

内容としましては、1件は伐採木との挟まれ、1件は移動式クレーン自動車との挟まれ事故。

どちらも本来の消防の救出案件の中でも、特に特殊な車両装備や知識と技術が必要な事案であったと私自身も認識をしております。

現在、遠軽地区広域組合においては、各支署ともに、タンク車などにエアジャッキやエアマットなど様々な救助用の装備を積載し、救助にあたっている現状です。

オホーツク管内の近隣市町村を見ると救助工作車の整備状況については、紋別、北見、網走など、消防力の整備指針に則って整備をされているところです。

今後において、多様化する災害、事故案件に対応するため、そして救急救命にあたるすべての職員の皆様が、100パーセントの力を発揮できるようにするために、今後において佐呂間、湧別、遠軽、広範な地域で、多分、多様な災害が発生すると思います。

一度、救助工作車の導入について検討を、今後される余地はございますか。

○議長（杉本信一君）

会田消防課長。

○消防課長（会田政敏君）

救助工作車の導入については、救助活動のより充実した活動とか必要でございますので、導入を考えていますが、現状では消防署から救助工作車で出場していくということが必要と思われる

なか、車庫に大きな車が入らないということもありまして、現在救助工作車がないのが現状でございます。しかし、消防車両は30年を目安に更新計画を立てておりまして、令和8年度には遠軽のタンク車の1台が更新予定でございまして、その1台を更新するときには救助工作車を入れたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（杉本信一君）

秋元議員。

○議員（秋元直樹君）

今回の新庁舎の建て替え計画にも準ずることもあると思うんですけども、その入れ替えと同時にというところで、要は駐車スペースが今の、旧庁舎というか、新しく建て替える前の庁舎にはないのもあって、令和8年度にその新庁舎の建て替え計画とも併用しながら、検討を進めて導入を目指しているという理解でいいんですよね。

新しい庁舎のほうには、多分、入れ替えを含めて駐車スペースに関しては設けられるような検討を、この基本構想から進められていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（杉本信一君）

会田課長。

○消防課長（会田政敏君）

そのとおりであります。

○議員（秋元直樹君）

わかりました。

○議長（杉本信一君）

小形議員。

○議員（小形秀和君）

今、車等のなかで、その災害の救助車ということでなんですけれども、あれですね、災害等の救急体制を受けたときに、そのあれですね、電話を一報受けたときに、事故の対応で救急車1台でいいものか、工作車を出さなければならないものか、そういうことがなんかちょっとわかってないと、救急車だけ行ってまた帰ってくるとか、それで処理できないこと、何かその聞くときの、その両方とも電話したとき焦っていると思うんですよね。

救急車だけで行ったらそれで対応できないと、その物に挟まったとか、そのクレーン車が倒れてそのなかに挟まったとか、あとでまたその処理する車もまた呼ばないといけないとかになることがあるとも思うので、その最初の、一番最初の救急対応のときの聞き取りをもっと確実にというか、精査していると思うんですけども、もうちょっと焦っているところを聞きながら、どういう状態で駆け付けたらいいのか、その辺もちょっと、もうちょっとその対応処理の仕方、一般的な事故なのか、ちょっと特殊なものでないか行っても何もできない状態なのか、その辺をちょっと、今後ともちょっと考えていただきたいなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（杉本信一君）

答え必要ですか。

会田消防課長。

○議員（小形秀和君）

できたらお願いしたい。

○消防課長（会田政敏君）

119番通報を受報しまして、その事故内容とか聞きまして、救急車と、それから遠軽のタンク車という車に救助の資機材が積んでありますので、同時出場。

また、違う地区であれば、その直近の救急車1台がまず出たら、その直近のまた出張所から救助資機材を積んだタンク車がというふうに、2台体制では行くようにしています。

通報内容をより詳細に聞くということはですね、今後も徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君）

よろしいでしょうか。

○議員（小形秀和君）

わかりました。

○議長（杉本信一君）

舟木副管理者。

○副管理者（舟木淳次君）

救助工作車導入の件であります。

現在、救助活動につきましては、既存の車両等を有効活用し最善の努力をしているところでございます。

救助工作車導入につきましては、今後、検討がされております庁舎建設、また今後の車両の更新の際に救助工作車の導入について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君）

ほかにありませんか。

渡部議員。

○議員（渡部正騎君）

私のほうから、2点質問させていただきます。

1点目は、4款1項1目8節旅費に関して、23ページです。

2点目が33ページ、4款3項1目14節工事請負費。

この2点について、質問させていただきます。

まず1点。23ページ下段、8節旅費についてですけれども、先ほど議案第2号で可決された育児休業に関する条例、こちら、今回の改正で職員に対する育児休業の研修を実施することになっておりますけれども、この研修の実施に掛かる予算、この23ページの研修旅費に含まれているのか。

次、2点目。33ページの、先ほどの小形議員がおっしゃった質問にもありました、工事請負費800万、これ宮前の防火水槽の撤去なんですけれども、撤去することによって水利確保できない状況が起こりえるのかどうか、代替の水利があるのかどうか。

この2点について、お伺いします。

○議長（杉本信一君）

佐竹消防署長。

○消防署長（佐竹信敏君）

消防水利についてお答えいたします。

消防水利については、消防力の基準で定める基準により100パーセント設置されているため、防火水槽1基無くなっても100パーセント充足しております。

○議長（杉本信一君）

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

旅費についてお答えしたいと思います。

先ほど議員が申しました研修につきましては、現在のところ開催という予定が、私どものほうに入ってございませんので、もし開催という案内がありましたら、積極的に派遣するような形で検討していきたいと思っております。

○議長（杉本信一君）

渡部議員。

○議員（渡部正騎君）

消防水利につきましては、代替の件、理解いたしました。

研修についてですが、研修が入っていないので予算に含まれていないと理解したんですけども、それであれば、研修の予定ができ次第、補正を組んで実施するというところでよろしいでしょうか。

○議長（杉本信一君）

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

現行予算の範囲内で、派遣は可能と考えております。

○議員（渡部正騎君）

わかりました。

以上です。

○議長（杉本信一君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、5款公債費34ページから35ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、6款予備費36ページから37ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、2歳入に入ります。

1款分担金及び負担金4ページから5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、2款使用料及び手数料4ページから5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、3款国庫支出金6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、4款寄附金6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、5款繰越金6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、6款諸収入6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上をもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号「令和4年度遠軽地区広域組合一般会計予算」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、令和4年第1回遠軽地区広域組合議会定例会を閉会いたします。

12時00分 閉会

議長

杉本 信一

議員

秋元 直樹

議員

山本 菜子